

福議発第四十九号

昭和五十七年三月三日

福生市議会議長

末次性男

殿

議案説明員の出席要求について

昭和五十七年第一回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 三月九日(火) 午前十時

二場 所 福生市議会議場

第一回福生市議会 定例

会会議録(第五号)

昭和五十七年三月十日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

十七番	田村市郎君	十八番	東田正治君
十五番	鈴木藤次郎君	十六番	末次性男君
十三番	原敏子君	十四番	村野武男君
十一番	小野沢久君	十二番	松山清君
九番	森田治男君	十番	遠藤洋一君
七番	東浦春浪君	八番	山崎繁三郎君
五番	加藤謹之助君	六番	村尾栄次君
三番	石川慶一郎君	四番	高水惣八君
一番		二番	仲村清信君

十九番 宮沢良一 君
 二十一番 小林菊三 君
 二十三番 関米吉 君

二十番 指田保雄 君
 二十二番 貫井喜代次 君
 二十四番 塩野鉄之助 君

一 欠席議員は次のとおりである。

十三番 小堺仁七 君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事局長 木村田 進 君
 主事 島田幸治 君
 記事務 大内博之 君
 補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 田村匡雄 君
 収入役 高水 求 君
 企画財政部長 生子国利 君
 市民部長 井上久男 君
 建設部長 内田和雄 君
 監査委員事務局長事務取扱 木村田 武 君
 選挙管理委員会事務局長 篠崎 寛 君
 福祉部長 須崎 進 君
 教育次長 八木房雄 君
 教育長 森田 猛 君
 総務部長 浅見裕康 君
 役 古谷徳男 君
 助 役 古谷徳男 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十七年第一回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 三月十日（水）午前十時

日程第一 陳情書の取り下げ願について

日程第二 議案第十号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第十一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第十二号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第十三号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第十四号 福生市福祉会館条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第十五号 福生市福東会館条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第十六号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第十七号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第十八号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第七号）

日程第十一 議案第十九号 昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

日程第十二 議案第二十号 昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算（第四号）

日程第十三 議案第二十一号 昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算（第五号）

日程第十四 議案第二十二号 昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算（第四号）

日程第十五 議案第二十三号 昭和五十七年度福生市一般会計予算

日程第十六 議案第二十四号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計予算

日程第十七 議案第二十五号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計予算

日程第十八 議案第二十六号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計予算

日程第十九 議案第二十七号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計予算

日曜第二十八号 議案第二十八号 市道修繕の認定について

日曜第二十九号 議案第二十九号 専決処分事項の指定について

日曜第三十号 議案第三十号 宅地納税等に伴う公園敷地施設用地費負担及び教育

日曜第三十一号 議案第三十一号 施設費負担の免除に関する請願書

日曜第三十二号 議案第三十二号 保育料の値上げ反対に関する請願書

日曜第三十三号 議案第三十三号 創設合資会と定める案

日曜第三十四号 議案第三十四号 創設合資会と定める案

(日曜第三十五号)

日曜第三十六号 議案第三十六号 創設合資会と定める案

午前十時一分 開議

○議長(末次性男君) ただいまから昭和五十七年第一回福生市議会定例会第二日目の(本議)を開きます。

○議長(末次性男君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君) 御指名でございますので、昨日全員協議会終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。

二日目の日程につきましては、第一日の日程に新しく陳情書の取り下げ一件と、請願書二件が追加されたわけでございますが、お手元に御配付の日程のとおり決定いたしました。

なお、請願書につきましては、別紙付託表のとおり各委員会に付託することいたしました。

以上でございしますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願いを申し上げます。

○議長(末次性男君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いたします。

○議長(末次性男君) これより日程に入ります。

日程第一陳情書の取り下げ願いについてを議題といたします。

本件は、目下総務委員会において付託審査中になっております陳情第九号朝鮮の自主的平和統一に関する陳情書について陳情者より取り下げ願いが提出されたものであります。

事務局として取り下げ願いを朗読いたさせます。

(島田主事 朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件は願い出のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、本件取り下げ願いは承認することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二議案第十号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君 登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第十号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本改正案は、教育相談室の内容を充実するために、昭和五十七年度から新たに専任相談員を設けたことに伴います報酬額につきまして定

めようといたしますとともに、西多摩医師会との協定に基づく昭和五十七年度の予防接種医及び学校医の報酬額の改定、さらにこれに準じます保育園及び福祉事務所の嘱託医の報酬額につきましても同じ率で改定をいたそうとするため、本案を提出申し上げたものでございます。

次に、改正条例の内容につきまして説明申し上げます。

別表その一改正事項は、本案記載のとおりでございますが、今回の改正で別表三段目のこの案におきましては、特に記載がございませんで左欄になつてございますけれども、これは摘要欄ということに相なっております。この摘要欄に説明のための用語を加えたわけでございするが、まず保育園につきその報酬額は、一園についての額を規定しているものでございまして、現実にはお一人で複数の園を担当されている医師がございまして、それぞれ担当されている園の数に従って報酬が支払われているのが実態でございする中で、これを明確化したものでございます。

また、学校医については、前述いたしましたとおり趣旨で「一校につき」という用語を加えるとともに、複数の学校を担当される場合、一校目と二校目以

上では、報酬額に差を設けてございますが、これは従来西多摩医師会との協定により、管理手当という名称で報酬額とは別に支払われておりましたものを非常勤の特別職に對しましては、報酬として一括して支払うことが適正であるという判断に立ちまして、今回その管理手当を含めた報酬額に改めようとするものでございます。ただし、一人の医師が二校以上担当する場合の二校目以上の学校につきましては、従来どおり管理手当相当分を減じた報酬額を支払うというためのこれは規定でございする。

また、新設の専任相談員につきましては、勤務の実態、及び他市の例を参考といたしまして、月額十三万円の報酬額を支給しようとするものでございする。

なお、附則におきまして、本改正条例は昭和五十七年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上まことに簡単でございましたが、議案第十号の提案理由並びにその説明にかえさせていただきます。よろしくどうぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

○二番(指田保雄君) 専任相談員というのは、月額十三万円ですが、かなり額が高いと思うのですが、これは日数的にはかなり出てくるということですか。

○教育次長(八木房雄君) お答え申し上げます。

専任相談員につきましては、いままでは毎週火曜日の二時から四時まで各学校の相談員並に校長等についてお願いをしたわけですが、非常に相談の件数も多くなり、それに対応しなければならぬというふうな考へ方をもちまして、四月以降から毎週月曜日から金曜日の午前九時から午前四時までに行いたいと、それからいままでの火曜日は、総合相談日として考へていきたいということ、また御相談があれば自宅の方まで訪問して、いこうというふうな考へ方をもっておりまして、したがって、月額十三万円をお願しようとするものでございまして、それに伴います期末手当とか扶養手当は支給しないということでございます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第十号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) この際、日程第三及び日程第四の二案を一括して上程いたします。

日程第三、議案第十一号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する

条例。

日程第四 議案第十二号 福生市都市計画税条例の一部を改正する
条例。

以上二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君 登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 御指名をいただきましたので、議案第十一号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、並びに議案第十二号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の提案内容につきまして御説明申し上げます。

現在、地方税法改正案が今国会で審議中でございますが、それに伴い固定資産税台帳の登録事項の一部変更が生じるため、本年三月一日から三月二十日までの縦覧期間を四月一日から四月二十日までと一カ月間遅らせることとなり、そのため固定資産税及び都市計画税の確定が一カ月遅れます関係上、一期の納期を「本年度に限り現行四月一日から三十日まで」

を「五月一日から三十一日まで」に直そうということでございます。なお、その他におきましては、常用漢字表による法例用語の改正、その他一部条文の不備の整備をしようとするものでございます。

本改正につきましては、福生市の条例につきましては、市独自で市長権限におきまして条例の改正ができるものでございますのでつけ加えておきます。

それでは、議案第十一号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例でございますが、その内容につきまして御説明申し上げます。

条例中「揚げる」以下「提示」では、本条例全体の中での用語を改めるものであり、第三条につきましては、本文にございますとおり「市民税の前に普通税」という語句がありましたものを、普通税に對比する目的税の税目がございせんので、その普通税を削るものでございます。

次のページの七条でございますが、七条とそれから十八条につきましては、用語を改めるものでございます。

十八条の三並びに十八条の四につきましては、条文を整備したものでございます。続きまして二十四条、二十四条、三十二条、三十四条、三十五条につき、